

九月二十一日 秋の全国交通安全運動

交通ルール守る

よい習慣つけて

今年秋の「全国交通安全運動」が、この二十一日からいっせいに始まります。

今回の運動は、春の事故防止運動と同様、歩行者とくに幼児・小学校の低学年児童と老人の事故防止に重点がおかれます。

これには、いわゆるすべての人たちから――

マ交通規制をよく守ってもらって、子どもたちの登、下校どきの事故防止に協力してもらうこと（スクール・ゾーンの定着化）

マ正しい歩行や自転車の利用などについて、母親ぐるみ、家族ぐるみで交通道徳を守ってもらうこと。

マとくに、子どもと老人に対する保護意識を守ってもらうこと。

マ運転者から安全運転を励行してもらうこと。

――などの正しい交通ルールの実践を習慣づけてもらおうというものです。

このため市では、現在設けられているスクール・ゾーン

（駐車禁止区域）

の定着化を進めるいっぽう、保育所などまだ設定されていない地域にも、その範囲を広げて、子ども・幼児の「事故ゼロ」を願いに、いま設定を急いでいます。

また、運動期間中には、交通安全指導隊や母の会、それに警察署などの協力を得て、交通安全教室や街頭での指導も含めた呼びかけも行ないながら、この運動が期間だけで終わらないよう、さらに交通安全思想の徹底に力を入れることにしています。

強化された

市内の交通規制

駐車区域など広がる

市内の交通規制が一部変わって、この九月一日から、次のように「駐車禁止区域」が追加され、また「一時停止場所」の指定や「速度制限」が行なわれることになりました。

○西大通り線：駅前交番協から山谷町へ人道橋前まで
○栄町通り線：全線
○税務署前通り線：税務署角交差点まで、
〔一時停止場所〕
○本町一地区内：山長商店協とカメラガーデン脇
○本町三地区内：関川金物店脇
○新町一地区内：小出医院脇と田村商店脇
○田家一地区内：マーストア前
○滝谷町地区内：立石商店前
○下野町地区内：ガソリンスタンド前交差点

軽自動車の届け出年月日が……

☐ 41.12.31 以前の場合は	48.10まで
☐ 42.1.1 ~ 42.12.31	48.11
☐ 43.1.1 ~ 43.7.31	48.12
☐ 43.8.1 ~ 43.12.31	49.1
☐ 44.1.1 ~ 44.4.30	49.2
☐ 44.5.1 ~ 44.8.31	49.3
☐ 44.9.1 ~ 44.12.31	49.4
☐ 45.1.1 ~ 45.3.31	49.5
☐ 45.4.1 ~ 45.6.30	49.6
☐ 45.7.1 ~ 45.9.30	49.7
☐ 45.10.1 ~ 45.12.31	49.8
☐ 46.1.1 ~ 46.3.31	49.9
☐ 46.4.1 ~ 46.6.30	49.10
☐ 46.7.1 ~ 46.9.30	49.11
☐ 46.10.1 ~ 46.11.30	49.12
☐ 46.12.1 ~ 47.2.29	50.1
☐ 47.3.1 ~ 47.4.30	50.2
☐ 47.5.1 ~ 47.7.31	50.3
☐ 47.8.1 ~ 47.10.31	50.4
☐ 47.11.1 ~ 48.1.31	50.5
☐ 48.2.1 ~ 48.4.30	50.6
☐ 48.5.1 ~ 48.6.30	50.7
☐ 48.7.1 ~ 48.8.31	50.8
☐ 48.9.1 ~ 48.9.30	50.9

軽自動車の検査

十月からはじまる

軽自動車にも車体検査の制

○その他：村部を含め三か所「最高速度」
○西大通り線、栄町通り線、税務署前通り線など、駐車禁止区域となった道路は、時速四十キロメートル
○県道沢渡―荻島線のうち満日小学校前は五十キロメートル
なお、このほか市内の三か所には「横断歩道」が新設されました。

度が入れられることになり、この十月一日からその検査がはじまります。

検査を受ける期限は「軽自動車届出済証」の届け出年月日によって、左の表のように決められています。

この期限内に「検査」を受けないと、使用することができなくなりますが、軽自動車をお持ちのかたは、届け出年月日を確認のうえ、早めに受けるようにしましょう。

検査を受ける場所は、軽自動車検査協会新潟主管事務所（新潟市大形本町一七番の二）〇二五二一七五―五八四五です。

全国ジネット・チェーン店
寝具のデパート
ふとんの姥山屋
本町3丁目 ☎(代表) 2-0261

電話担保貸付
○電話使用のまま保証人なしで即融
丸福質舗
TEL (3) 0331